

小田原市下水道運営審議会 会議録

会議名	令和3年度第1回小田原市下水道運営審議会	
日時	令和3年10月20日(水)午後2時～午後3時15分	
場所	小田原市上下水道局庁舎(高田401番地) 2階 第2・3会議室	
次第	1 開会 2 議題 (1) 令和2年度決算について(報告) (2) 下水道管路包括的維持管理業務について(報告) (3) その他 3 閉会	
資料	資料1-1 令和2年度小田原市下水道事業会計決算報告書その他財務諸表 資料1-2 令和2年度決算についての補助資料 資料2 小田原市下水道管路包括的維持管理業務委託【概要】 資料3 マンホール蓋を使用した下水道事業のPRについて	
出席者	審議会	茂庭会長、関野副会長、渡辺委員、原委員、川瀬委員、畠山委員、早瀬委員、望月委員、志村委員、宮本委員
	事務局(市)	上下水道局長、上下水道担当局長、片野上下水道局副局長、西浦上下水道局副局長、経営総務課長、給排水業務課長、下水道整備課長、経営総務課副課長、手塚給排水業務課副課長、曾根下水道整備課副課長、望月経営総務課経理係長、下水道整備課計画係長、下水道整備課係員2名
傍聴者	なし	

会長

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、昨年度と同様に審議会は原則公開でございますので、傍聴者がいる場合には入室を許可します。

事務局、いかがですか。

事務局

現時点では傍聴希望者はありません。なお、審議会途中において傍聴希望者が訪れた際は、注意事項を説明のうえ、適宜、入場させることとします。

会長

それでは、2. 議題の(1) 令和2年度決算について、事務局から報告願います。

事務局

それでは、ご報告します。

始めに、令和2年度決算につきましては、6月に監査委員による監査において事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められ、その後9月定例会で決算の認定を受けました。決算の内容は、資料1-1「決算報告書その他財務諸表」にまとめてありますが、本日はその要旨を資料1-2補助資料に基づきご説明します。

まず、1. 下水道事業の目的をご覧ください。下水道事業の大きな目的は、3つです。一つ目は、公衆衛生の向上です。これは市街地に汚水が滞留しないように汚水を排除して、公衆衛生を向上するものです。二つ目は、公共用水域の水質保全です。汚水を適切に処理することで、河川等の水質を保全するものです。三つ目は、浸水の防除です。これは、雨水の排除により浸水を軽減、防除するものです。このように下水道事業は、汚水の処理及び雨水の処理に、欠くことのできない社会基盤の一つとなっています。その汚水処理と雨水処理の方法には、2種類ありまして汚水と雨水を合わせて一本の管で流す合流式と、汚水と雨水を別々の管で流す分流式の2つの方法があります。本市では、昭和34年に事業認可を受け、公共用水域の水質保全を重視する観点から、汚水と雨水を別々の管渠を使い排除する分流式で整備を進めて

きました。令和2年度も引き続き、未普及地域の解消に向けて整備を進める一方で、将来にわたって下水道施設を維持するため、長寿命化工事及び耐震化工事を行い、さらに雨水の排除及び浸水被害の軽減のため整備を行いました。

次に2の整備・改築更新の状況をご覧ください。これは、「決算報告書その他財務諸表」16ページ下段の（整備・改築更新の状況）の内容を年度間比較したものです。区分の1、污水管渠整備延長は、令和2年度末で590.1km、2処理区域面積については、2547.1haとなり、前年度から20.5ha増加し、3全体区域面積に対する普及率が88.2%に達しました。また、4重要な管渠の耐震化済延長は、令和2年度末で約62kmとなったことに伴い、5重要な管渠の耐震化率は、約41.6%となっています。さらに、6雨水渠整備延長は、令和2年度末で213.3kmとなり、7雨水渠整備面積は、891haとなりました。

次に2ページをお開きください。3の業務量でございますが、これは、「決算報告書その他財務諸表」27ページの下水道事業の業務量を年度間比較したものです。区分1、行政区域内人口は、令和元年度末時点で19万人を割り込み、令和2年度においても前年度比843人の減少、割合では0.44%の減少となりました。これに伴い、下水処理が開始されている処理区域に居住する人口を表す、2処理区域内人口も減少しており、人口減少の進展に伴い、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。次に、6水洗化率をご覧ください。水洗化率は、統計によっては、下水道以外の合併浄化槽を含めた割合を指すことがありますが、ここでは、合併浄化槽を含めない下水道のみの水洗化の割合を示しています。水洗化率は、下水道整備の進ちよく度を示す数値です。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から高い数値となっていることが望ましいですが、本市は県内19市中で16番目となっていることから、令和3年度も引き続き未接続家屋に対する接続勧奨を行っています。次に排水状況を示す、8有収水量をご覧ください。下水道使用料徴収の対象となる水量を表す有収水量は、使用料収入に大きく影響するものです。令和2年度は、

1,994万6,425 m³で、前年度比0.5%の増となりました。それに対して、7汚水量とは、有収水量に汚水管渠に雨水や地下水が流れ込む不明水を加えた水量のことです。処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水量の割合を示すのが、9有収率です。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえます。令和元年度から令和2年度にかけて9.0ポイント増加となり、大きく改善いたしました。

その改善の主な要因として3つ考えられます。1つ目は、令和2年度の降雨量が例年より少なかったこと。これにより汚水管渠への浸入水が少なくなったものと考えられます。2つ目は、管渠の更新工事が進ちよくしていること。このことにより、破損等がある管渠からの浸入水が減少したと考えられます。3つ目は、流量計設置の完了です。令和元年度中に本市の公共下水道と流域幹線の接続点に流量計の設置が完了し、令和2年度から本市のより正確な実汚水量がわかるようになりました。今までは、流域関連市町の全体の汚水量から、本市以外の市町の汚水量を差し引きした汚水量が、本市の汚水量となっていました。流量計設置後は、本市の流量計での汚水量となり、本市にとってより正確な汚水量となり、結果的に減少となりました。これらの主な3つの要因が重なり、有収率が改善したと考えられます。しかし、改善はしたものの、なお汚水量に占める不明水は多く、このことは流域下水道維持管理費負担金に大きく影響するものです。流域下水道維持管理費負担金については、後ほど、ご説明します。

次に資料3ページ、4の損益計算書をご覧ください。これは、「決算報告書その他財務諸表」6ページの損益計算書の内容を年度間比較したものです。一番右側の列が令和2年度の損益計算書です。1営業収益ですが、下水道使用料ほかで、38億9,015万9,642円です。ここで下水道使用料について詳しくご説明しますので、資料4ページ、5の事業収益・事業費用の主なもの(1)使用料に関する事項ア下水道使用料及びイ有収水量をご覧ください。下水道使用料につきましては、令和元年度から令和2年度にかけて、約2,500万円の減少、割合では、約0.8%の減少とな

りました。しかし、有収水量につきましては、98,616 m³の増加、割合では、約0.5%の増加となっています。

例年の傾向としては、処理区域内人口の減少や節水機器の普及等により下水道使用料及び有収水量ともに減少となるものですが、令和2年度は、コロナ禍の影響により、緊急事態宣言の期間中の工場の操業停止、飲食店等への休業要請、小中学校等の休校など、大口使用者の有収水量が減少した一方で、一般家庭を中心とした小口使用者は、在宅時間の増加、手洗いの増加などにより有収水量が増加した結果、全体では有収水量の増加となりました。このように、有収水量の増加となりましたが、使用水量が多いほど単価が高くなる逓増制を採用している本市では、単価の高い大口使用者の使用料の減少、単価の低い小口使用者の使用料が増加した結果、全体としては、減少が増加を上回り使用料は減少となりました。

続いて 資料5 ページの、ウ、ランク別使用料構成比をご覧ください。この表は、2 ヶ月ごとに検針を行った水栓数、水量及び金額を区分に当てはめたものです。表内の水栓数をご覧ください。太字の数字は順位を表しています。一番水栓数が多い区分は21～40 m³の2万2,834戸、次いで0～16 m³の区分、41～60 m³の区分となっております。右隣項目の水量については、41～60 m³の1番となっております。次に21～40 m³が2番となっております。一方で区分1万1 m³～をご覧ください。水栓数では一番少ないですが、水量では3番、金額では1番となっております。水栓数わずか13戸と全体に占める構成比の割合は0.01%ですが、使用料金額では、全体の1/4以上を占めており、企業の動向が下水道使用料に与える影響の大きさが見て取れます。

資料3 ページ、4. 損益計算書にお戻りください。次に、2 営業費用ですが、(1) 管渠費から(9) 資産減耗費までの合計で、52億8,904万3,950円です。このうち営業費用の(7) 流域下水道維持管理費負担金は、資料5 ページの(2) 流域下水道維持管理費負担金をご覧ください。流域下水道維持管理費負担金と

は、酒匂川流域内にある本市をはじめ、南足柄市、秦野市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の3市7町の公共下水道からの下水処理を行政区域の枠を越えて効率的に運用するため、本市に2つある汚水処理場に収集及び処理するもので、神奈川県が運営しています。その維持管理にかかる費用を市町から県へ負担金という形で支出しています。令和元年度と令和2年度の比較では、本市の負担金は、約3,800万円増加しました。主な要因は、流域下水道施設の老朽化による修繕等の増加であり、この増加の傾向は、県の見込みでは、続くものと想定しています。これに対し、本市としましては、引き続き、不明水対策としての老朽管渠の更生工事をはじめとするハード面の整備、または下水道使用料の適正な賦課による有収水量の増加策をすすめるとともに、負担の在り方・基準について神奈川県や周辺市町との意見交換を行っているところです。

資料3ページ、4. 損益計算書にお戻りください。営業損益につきましては、営業収益から営業費用を差し引いた13億9,888万4,308円の営業損失となりました。営業損失が生じた要因といたしましては、減価償却費が営業費用に計上されているのに対し、減価償却費と対応する収益である長期前受金戻入が営業外収益に計上されているためです。長期前受金戻入とは、補助金等を受け入れた年度に一括で収益化せず一旦負債に計上し、資産の耐用年数に合わせて後年度に徐々に収益化するものです。この営業損益に、3営業外収益を加え、支払利息などの4営業外費用を差し引いた経常利益は2億407万3,186円となりました。

ここで企業債全体の動向についてご説明いたします。資料6ページをお開きください。(3) 企業債支払利息に関する事項ア. 企業債支払利息及びイ. 企業債元金償還金をご覧ください。企業債支払利息及び企業債元金償還金は、高利率債の返済が進んでいることに伴い、減少傾向にあります。また、経営の健全性、将来世代の負担の公平性の観点から新たな企業債の借り入れについては、企業債元金償還金の範囲内で行うこととしているため、7ページ、ウ企業債残高の推移にありますとおり、企業債残高につ

いても順調に減少しているところです。

資料3ページ、4損益計算書にお戻りください。先ほどの経常利益に、5特別利益を加え、6特別損失を差し引いた当年度純利益は、2億1,215万2,004円となり、令和2年度も黒字となりました。本市下水道事業は、平成28年度に官庁会計から公営企業会計に移行して以降、一貫して黒字となっておりますが、人口減少の進展に伴う使用料収入の減少や流域下水道維持管理費負担金の増加、施設の老朽化に伴う維持管理費や更新費用の増大等下水道事業を取り巻く状況は一層、厳しくなるものと見込まれます。そのような中で安定的に事業を継続するために、令和元年度に策定した小田原市下水道ストックマネジメント計画に基づく効率的な投資を推進するなど、経営の効率化を図り、下水道事業の運営を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

会長 報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質疑等ございますか。

委員 その他特別利益とは、どんなものですか。

事務局 過年度に徴収漏れがあったものの調定分です。

会長 結構年度で差があるんですね。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 有収水量が増えているのに使用料が減ったのは、単価の高い大口使用者の使用料の減少によるものという説明でした。小田原市の状況が分からないので参考までお聞きしますが、コロナ禍での使用料の減免制度の影響はなかったのですか。

事務局 本市では、水道料金とセットで支払猶予を行っています。猶予

は4箇月ですので、大きな影響はありません。

会長 その場合は、未収金になり、収入には計上しているわけですね。

事務局 はい、収益計上しています。

委員 酒匂川流域下水道維持管理費負担金は、全体の65%を小田原市が負担しているという説明ですが、小田原市の下水道管の老朽化修繕のためということですか。

事務局 これは、3市7町で使用している酒匂川流域下水道の処理場の維持管理のためのものです。

委員 共同利用なのに、小田原市だけで65%を負担しなければならないのですか。

事務局 負担割合は、各市町の汚水の処理量を基準にしています。

委員 小田原市の汚水量が多いから、65%になるということですか。

事務局 はい、そのとおりです。

会長 コロナ禍の影響を受けた1年と言えます。ご説明ですと、最大区分の大口利用者は13件あるということですが、どのくらい操業停止等していたのですか。

事務局 くわしい情報はありませんが、大きな影響を与えていると思われるのは、飲食業や、箱根を控えていますので、旅館に仕出しをするような製造業が挙げられます。13件の大口利用者では、公的などころですと、し尿処理をする扇町クリーンセンターや印刷局等がありますが、そうしたところは、コロナ禍による大きな影響はなかったものと思われます。

会長 そうしますと、コロナ禍の観点では、13 件の大口利用者と収入の減少とはあまり関係がない、ということですか

事務局 はい、実際に店を閉めたりしていますので、やはり駅周辺の飲食業等が大きな影響を与えていると思われまます。

会長 他にございませんか。
それではご発言も尽きたようですので、(1) 令和2年度決算についてを終わります。

会長 次に、(2) 下水道管路包括的維持管理業務について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、ご報告します。
昨年 11 月開催の当審議会におきましても、本市の下水道事業におかれた現状と課題を踏まえ、当業務への調整等に取り組んでいく旨をご報告しておりますが、その後の調整事項等を踏まえながら、改めてご報告するものです。
お手元の資料2をご覧ください。まず始めに、1の事業化検討の背景と目的についてご説明いたします。(1)の事業化検討の背景・目的でございますが、本市は昭和34年に事業着手しており、下水道管路の老朽化の進行に伴い改築や修繕等に係る業務が増加しております。限られた財源や組織体制の中で、将来的にも持続可能な下水道事業の経営を行うための基本方針として、「地域で出来ることは地域で行う」、「市内事業者が参加しやすく地域経済の循環に寄与する形での事業化を図る」ことなどの方針を定め、公民連携の検討を進めてまいりました。(2)の公民連携による事業化検討につきましては、一覧表に示しておりますとおり、令和2年6月頃から民間事業者へのヒアリングや説明会および意見交換会を実施しまして、民間事業者と調整を重ね、対象業務や業務期間などの事業スキームの検討を進めており、サウンディング調査の結果では、7割にあたる事業者から本事業に参画し

たいとの回答が得られております。

次に、2の事業概要についてご説明いたします。(1)の対象施設は、下水道本管約590キロメートル、人孔・人孔蓋約2万5千基などとしており、(2)の事業方式といたしましては、維持管理に関する業務等について、民間事業者の体制やノウハウを活用し、創意工夫を促すため、複数年かつ包括的に委託するものであり、業務の効率化および利用者サービスの向上を目的としております。(3)の対象業務は、下水道管路の点検・調査・清掃業務と、修繕や改築工事であり、また、市民等からの通報受付から緊急対応までを行うものとしております。(4)の業務の構成につきましては、大別して、統括監理業務、計画的維持管理業務及び住民対応等業務の3つの業務になります。まず、統括監理業務につきましては、包括業務全体の進ちょく管理等のコントロールを行い、市との協議窓口となるほか、情報蓄積や維持管理計画の策定を行うものでございます。計画的維持管理業務につきましては、計画的な点検、調査、清掃、修繕および改築業務を包括的かつ複数年で同一業者が実施することにより、効率的な維持管理を図るものです。また、住民対応等業務につきましては、現在、市で行っております通報受付から、現地確認、原因特定、本管等の詰まり箇所の清掃業務や、取付管等の破損箇所の修繕といった一連の業務を民間事業者がワンストップで行うことにより、緊急対応の迅速化など、市民サービスの向上を図るものでございます。(5)の業務期間につきましては、約5か年としております。

資料の2ページ目をご覧ください。次に、3の事業者の選定及び事業スキームについてご説明いたします。(1)の事業者選定手法についてですが、本業務の事業者は高度なノウハウと豊富な実績が必要となりますので、事業者選定にあたりましては、価格の比較だけではなく、業務実施体制や各業務の要求水準に対する考え方の評価を行う「公募型プロポーザル方式」を採用することとしております。(2)の事業者選定委員会についてですが、有識者2名と行政職員3名により構成され、事業者の選定事務を行うものであり、全体で3回程度の開催を予定しております。なお、

当審議会の委員長である茂庭委員長におかれましては、この事業者選定委員会の委員長につきましても兼任していただいております。(3)の事業スキーム例になりますが、図示しておりますように、統括監理業務を担う民間事業者を代表企業とし、計画的な点検、調査および清掃を担う構成企業Aと、計画的な修繕や改築工事を担う構成企業Bによる共同企業体を想定しております。

次に、4の業務実施後の維持管理業務についてご説明いたします。事業化により期待する効果といたしましては、1点目として、通報受付から緊急対応までのワンストップ化による市民サービスの向上をあげています。また2点目として、現在行っている多くの業務をパッケージ化し、かつ複数年で実施することで、イメージ図に示すとおり、実施後は民間事業者に任せることで確保できる時間や労力を政策的・計画的事務や老朽化施設の改築業務等に注力することが可能となり、将来的にも持続可能な取組として、十分な効果が期待できるものと考えております。

最後に、5の事業化スケジュールについてですが、一覧表に示す日程で事業者選定委員会での審議を経て、令和4年4月の募集告示に向け、事務を進めていく予定となっております。

以上で報告を終わります。

会長 報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質疑等ございますか。

委員 こうした取り組みを評価したいと思います。このような新しい動きにより、従来とは異なる技術革新等が生まれ、進歩につながると思います。

その上であえてお聞きしますが、3の事業者の選定及び事業スキームにおいて、JVで実施するというご説明で、行政も当然モニタリングをすることになりますが、代表企業への行政の関わり方が、こうした事業を進めるのに一番大事だと思います。これについて、方向性なりをある程度想定していますか。

なぜお聞きするかというと、右側の維持管理イメージの図でい

うと、民間の方に出てしまう部分があります。これについては委託とモニタリングをするわけですが、このモニタリングをどの程度きちんと行えるかで、行政のチェックがどこまでできるかという問題が出てきます。5年間という業務期間での実績で判断するという考えもありますが、行政のチェック体制を確立していたほうが、行政も業者も互いにウィンウィンの関係になると思います。こういったところの方向性をある程度デザインしておくべきではないかと思います。

事務局

3の(3)の事業スキームの例では、地域でできることは地域で、という方針で、構成企業A Bは、今までも維持管理の実績が十分ある市内の民間事業者に委ねますが、ご指摘のとおり、様々な業務を統括する代表企業が大事ですので、こうした統括業務に精通し、維持管理計画も作成できる高度な技術と十分な実績がある市外の事業者として、コンサルを想定しています。

モニタリングは非常に重要であり、今、募集要項において様々な点を整理しているところですが、統括管理業務を担う業者には、セルフモニタリングということで、多くの業務の進捗よく状況の報告や年間計画、あるいは四半期や月ごとの予定を示してもらおうよう考えています。

行政としても、多くの業務が適正、効果的に実施されることが重要と考えていますから、当然、丸投げではなく、担当者がしっかりとモニタリングを行えるようにしていきます。細かな点は、募集要項を検討する中で決めていきますが、ご指摘の点を十分配慮して業者選定をしていきたいと考えております。

委員

大体の方針が分かりました。

会長

委員のご指摘は、PPPを行う上で、一番重要なことです。私もいろいろところで検討に関わっていますが、要求水準に全てが網羅できるわけではなく、そこから外れた現象が起きた場合に、どのように解決するかを頭に入れておいていただきたい。

最悪の場合は、第三者委員会をつくって検討することになるかもしれませんが、金額的損害が発生するケースが多いですから、十分考慮してほしいと思います。

委員 以前、ストックマネジメント計画の話をお聞きしていますが、4の事業実施後の維持管理計画は、ストックマネジメント計画に組み込まれているものですか。

事務局 スtockマネジメント計画は令和元年に策定しましたが、この計画に基づき、その方針に沿った形での公民連携を進めています。日常管理を中心とした部分については、包括業務として民間に委ねるわけですが、考え方そのものは、ストックマネジメント計画に沿っています。

委員 そうすると、市が主導するということは堅持するわけですね。

事務局 あくまで最終的な責任は市にあります。

委員 何か、難しい、大切なところを民間に投げてしまっているように感じますが。

事務局 公民連携にはいろいろな手法がありますが、「民間に投げてしまうのでは」あるいは「責任まで委ねてしまうのでは」というご心配やご不満をお聞きしています。市議会でもそうしたご意見がありました。

会長も言われたように、役割分担として業務の作業のようなものを一部民間にお願いしますが、責任とか監督は行政にあると法律にも明記されています。公民連携をやるからといって、責任を民間に委ねるということはあり得ない、という見解のもとに、あとは業務によっていろいろな手法があることになり、今回は包括的業務委託という手法を使うわけです。あくまで目的は業務の効率化と市民サービスの向上であり、特に維持管理の部分は、一層

の市民サービス向上につながるようにしてまいります。

ストックマネジメント計画との関連性では、通常の業務量はしっかり継続してやっていき、逆に民間に委ねることで、効率性やサービスがどんどん上がる可能性があります。民間のノウハウなどを聞き、協議しながらやっていきますので、ご理解をいただければと思います。行政の役割として残るものも、当然、ストックマネジメント計画に沿った形で進めてまいります。

会長 先ほどPPPと申し上げましたが、これは、パブリック(Public)とプライベート(Private)のパートナーシップ(Partnership)ということにして、上下関係なしに行政と民間が同じ立場で仕事をしていくことで、日本語で言えば「協働」ということになります。

市が「これをやれ」ということではなく、民間の知恵を入れて施設を管理していこうという考え方がベースとなっています。最近言われる「民活」、「民間活用」より一歩進んだものと考えていただきたいと思います。

委員 仮に業者がとんでもない失敗をしたら、ある程度、行政にも責任が生ずると思いますが、補償や保険的なものは何かお考えですか。

事務局 リスクの関係としては、様々なものが考えられ、現在きちっとしたルールを整理しようとしています。募集要項や要求水準、契約書の案を作成する中で、リスク分担について整理し、盛り込んでいきたいと考えています。

会長 地震のような災害の例では、基本的には市が損害を補償することになりますが、日常的なものの場合は、大体、請け負った民間の方が補償することになります。民間では、保険に入るなりして、補償ができるよう措置を取ることになります。

細かいことは、これから検討されると思いますが、それによっ

ては、民間の方で「とても引き受けられない」ということになる可能性もあります。

委員 地球温暖化で水害が多くなっています。小田原市も大きな海や川を抱えています。この先、こうした連携をした場合、大規模災害にどのような対応ができますか。

例えば川が氾濫し、下水道が使えなくなったような場合、どこがリーダーシップを取って対応するのですか。マニュアル化等されているとは思いますが、市民としては、民間委託されると、そういうことが一番心配されます。「民間委託は無駄がなくなってよい」と安心できるようにするには、こうした部分の対応を明確化していただきたいと思います。

事務局 本市は、分流式を採用し、雨水系統は道水路担当課が担当しているところですが、汚水系統でも、地震や風水害が予測される中、土木建設協同組合や管工事組合との協定を既に結んでおり、有事の際の応急復旧体制を整えています。今回の包括業務委託で受注した場合の共同企業体も、有事の際の協力体制も受け入れてもらうよう、今後業者選定する中で、提案の一つとしていき、体制を強化していけるようにしたいと考えています。

会長 これは最大の検討事項だと思います。地震や津波といった自然災害、さらにこの辺りは富士山の噴火といったものも考えられ、そういった時に、どのような応援体制が取れるかを要求水準に入れていくことが考えられます。

委員 アンケート提出企業に市外事業者7社とありますが、5か年計画との関係はどうなりますか。

事務局 今回選定する企業体との間に5年間の契約を結びますが、次の期間の業者は変わるかもしれません。

委員	<p>私としては、よい取り組みだと思いますが、1の(2)に記載のあるアンケートで、2社が③の「現在の案では参画できない」と回答したとのこと。これは、どういう理由なのか、分かる範囲で教えてください。</p>
事務局	<p>説明会などでは、民間事業者に広く声を掛けており、下水道の維持管理に精通している業者が大半でしたが、中には総合商社や電気ガスの事業者等、様々な業者に参加されました。そうした中、本日と同様の事業スキームの説明をしていき、2社が「参画できない」と回答したものです。</p> <p>なお、②と回答した社は、逆にかなり業務に精通し「もう少し詳しい説明がないと最終判断できない」ということでした。ただ、7割の民間業者からは、賛同をいただいた結果となりました。</p>
会長	<p>この件は、これからが大変だと思いますが、ぜひ、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>それではご発言も尽きたようですので、(2)下水道管路包括的維持管理業務についてを終わります。</p>
会長	<p>次に、(3)その他ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>それでは、マンホール蓋を使用した下水道事業のPRについて、ご報告します。</p> <p>資料3をご覧ください。これまで、本市の下水道事業では、下水道への理解や関心を深めてもらい、イメージアップを図っていくために、マンホールカードの配布や昨年度の審議会でもご説明させていただきましたが、マンホール蓋を活用し、下水道事業のPRを行っております。本日は、小田原市デザインマンホール蓋設置事業の進捗状況とその他マンホール蓋を活用した取組みを紹介させていただきます。</p>

まずは、小田原市デザインマンホール蓋設置事業の進ちよく状況ですが、モデル事業を含む9箇所で設置済みとなっております。昨年の本審議会以降の実績でございますが、資料真ん中の図1をご覧ください。赤色の破線で囲んだ4基を新たに設置いたしました。資料丸数字51番、昨年12月にオープンのミナカ小田原前の交番前歩道には、小田原鉄道歴史研究会からの申請により、盤面には1992年当時の三角屋根が特徴の小田原駅舎のデザインを採用し、現在の小田原駅を望める場所に設置しております。次に小田原駅東口ロータリー歩道内の星印の箇所は、小田原ゆかりの路面電車保存会からの申請により、盤面には、昭和10年から昭和31年まで小田原駅から板橋駅まで国道1号線を走り「チンチン電車」の愛称で親しまれた小田原市内電車202号をデザインしております。こちらは、昭和31年以降に長崎県の長崎電気軌道に譲渡され、1970年代まで現役車両として活躍していました。この電車を申請者である小田原ゆかりの路面電車保存会が、クラウドファンディング等を活用し、長崎から小田原への里帰りを実現させました。次に丸数字42番、43番は小田原かまぼこ通り活性化協議会からの申請により設置をしております。小田原宿は、江戸時代後期には旅籠の数が95軒あり、東海道最大級の宿場町でありました。なりわい交流館の風情のある建物とかつての活気を彷彿させるデザインとなっております。また、明治から昭和40年代前半までこの周辺には、魚市場がありました。豊富な漁場に恵まれブリ漁が盛んな活気溢れる漁師町であったことを彷彿させるデザインとなっております。デザインマンホール蓋の設置が、さらなる地域の活性化に繋がることを期待しております。

次に図2に示すガンダムデザインのマンホール蓋の寄贈についてご説明させていただきます。バンダイナムコグループでは、「ガンダムプロジェクト」の一つとして、国内活性化と全国の世代を超えたガンダムファンとの絆を表す取り組みを行っており、全国の自治体と協力し、ガンダムデザインのオリジナルマンホール蓋の設置を目指すガンダムマンホールプロジェクトを進めています。この度小田原市がガンダムの生みの親である富野由悠さ

んの出身地であるといった理由などから、プロジェクト第1号に認定され、令和3年7月17日に『機動戦士ガンダム』に登場する人気モビルスーツの「ガンダム」と「シャア専用ズゴック」の2種類のマンホール蓋の寄贈を受けました。ガンダムマンホール蓋の背景には小田原城、シャア専用ズゴック蓋の背景には小田原漁港にあるちょうちん灯台がデザインされ、どちらも小田原ならではの独自デザインとなっております。ガンダムデザインのマンホール蓋については、ダイヤ街の一番南側に設置しており、シャア専用ズゴックデザインのマンホール蓋については、小田原漁港内に設置されております。また、10月22日からは、観光交流センターにて、ガンダムデザインのマンホールカードを配布予定です。

次に図3に示す新デザインマンホール蓋についてご説明させていただきます。現在使用しているマンホール蓋のデザインは、昭和63年に当時の下水道部職員がデザインし、約30年間使用してきました。昭和から平成、令和へと時代が変わり、新しいマンホール蓋のデザインを新しい時代の担い手にデザインしてもらいたいという想いと神奈川県立小田原城北工業高等学校が持つ地域連携の目的から、令和2年9月に同高等学校デザイン学科にデザインの依頼をしました。「下水道に関心を持ってもらい、小田原市民にとって親しめるものであり、小田原の魅力をPR出来るデザイン」というコンセプトで依頼を行ったところ、現3年生の山口優香さんのデザインを採用することに決定しました。山口さんのデザインには、小田原城、梅、小田原提灯など小田原の魅力が詰まっており、迫力あるデザインで躍動感も表現されており、求めていたコンセプトに合致していたことが、採用の決め手となりました。9月10日の下水道の日には、第1号として、小田原城址公園内郷土資料館付近に設置しております。

これらマンホール蓋を活用した取り組みは、下水道事業のPRだけでなく、交流人口の増加や観光客の回遊性の向上など地域の活性化にも寄与し、小田原を訪れる方々が楽しく街歩きが出来る一助となることも願っています。

以上で報告を終わります。

会長 報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質疑等ございますか。

委員 大変すばらしい事業だと思います。インスタグラムなどでも、マンホール蓋を撮って回っている姿が見られますし、また私は「かまぼこ通り」に住んでいますが、マンホール蓋の場所を聞かれることもあります。マンホール蓋の設置場所を巡ってもらおうという市の意図が果たされているように思います。話題になっていますし、大変成功している試みなので、このまま継続して、小田原市のマンホールをどんどん明るい方向に持っていく、下水道事業のPRに使ってほしいと思います。

事務局 今、全国的に「マンホールカード」というのが話題になってまして、580 ぐらいの自治体で実施しているそうです。私どもも、この金曜日から「ガンダムマンホールカード」を配布しますが、毎日問い合わせがあり混雑しそうです。このように小田原に人が集まっていけばよいと思います。

委員 写真を撮る方がかなりいられます。インスタグラムにアップして「ここに行ってきた」と発信するのが流行っている感じです。

事務局 下水道のイメージを明るくする取り組みであり、また、少ない経費で多くのマスコミに取り上げられ、取材にも訪れていただいています。下水道に対する明るいイメージを植え付けていければと思っており、今後も継続し、小田原駅周辺の回遊性の向上にも寄与できるよう努力していきたいと思っています。

委員 スタンプラリーのような企画は考えられませんか。大人だけでなく、学生の方等にもPRできるのではないのでしょうか。学生のうちから下水道に関心を持ってもらえたいと思います。

事務局 この取り組みは、下水道担当課だけではなく、広報や観光、まちづくりといった担当課も関わっていますので、そういった中で、よりよい取り組みとなるよう、今のご提案についても調整できたらと思います。貴重なご意見をありがとうございました。

委員 御幸が浜の信号の近くにあるものを見ましたが、カラーですと、色彩が豊かですし、何か蓋が小さくなったようにも見えます。確かに観光にも使えたらよいと思います。

会長 これを通じて、小田原の歴史が市民にも理解されていけばよいですね。オリジナルのデザインですから、これからもいろいろ違った楽しいものが出てくるとよいですね。

会長 他にございませんか。

それではご発言も尽きたようですので、(3) その他を終わります。

会長 これで本日予定しておりました議題等はすべて終了いたしました。それでは、進行を事務局へお返しします。

事務局 ありがとうございました。本日の審議会の議事録でございますが、議事録は事務局が作成いたしまして、委員の皆様へご確認いただき、提出させていただきます。

なお、皆様におかれては、この10月29日をもって、2年間の任期が満了となりますことから、ここで上下水道局長から、お礼のごあいさつを差し上げたいと存じます。

上下水道局長 (あいさつ)

事務局 それでは、これをもちまして、令和3年度第1回小田原市下水道運営審議会を終了いたします。